



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

|                                   |                   |
|-----------------------------------|-------------------|
| 679 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定 | (薬務課) ..... 1     |
| 680 道路の区域変更                       | (道路保全課) ..... 3   |
| 681 道路の供用開始                       | (〃) ..... 4       |
| 682 道路の位置の指定                      | (都市政策課) ..... 4   |
| 683 港湾施設の公示                       | (港湾空港振興課) ..... 4 |

### ○ 正誤

|  |         |
|--|---------|
| 平成28年3月31日付け和歌山県報号外 (8) 和歌山県人事委員会規則第13号中 | ..... 4 |
| 平成28年3月31日付け和歌山県報号外 (11) 和歌山県人事委員会告示第5号中 | ..... 5 |
| 平成29年3月28日付け和歌山県報第2847号目次中               | ..... 5 |
| 平成29年3月31日付け和歌山県報号外 (5) 目次中              | ..... 5 |

## 告 示

### 和歌山県告示第679号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成29年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、「SWEET LOVER」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (2) 次の写真に示すとおり、「女神」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「Hard Swing」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「Thunder Bird」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (5) 次の写真に示すとおり、「えきす」と表示のある製品であって、その内容物がゲル状のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「Mexicana」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (7) 次の写真に示すとおり、「SHIVA」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (8) 次の写真に示すとおり、「misty」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (9) 次の写真に示すとおり、「Honey Box」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (10) 次の写真に示すとおり、「Hot Drive」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (11) 次の写真に示すとおり、「Fantastic Night」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「Love Poison」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (13) 次の写真に示すとおり、「Love Connection」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (14) 次の写真に示すとおり、「scream」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (15) 次の写真に示すとおり、「Black Hole」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (16) 次の写真に示すとおり、「Diamond Ran」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

- (17) 次の写真に示すとおり、「Ogasm feel 9」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (18) 次の写真に示すとおり、「Power of Love」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (19) 次の写真に示すとおり、「乱れ牡丹」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (20) 次の写真に示すとおり、「Heart RUSH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (21) 次の写真に示すとおり、「Ms. Erorist」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (22) 次の写真に示すとおり、「Ms. Erorist」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (23) 次の写真に示すとおり、「MONSTER SMOKE BLUE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (24) 次の写真に示すとおり、「Fire God」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (25) 次の写真に示すとおり、「Boo」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (26) 次の写真に示すとおり、「Sexalize」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (27) 次の写真に示すとおり、「TABOO」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (28) 次の写真に示すとおり、「Ouroboros」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (29) 次の写真に示すとおり、「Alternativesex」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (30) 次の写真に示すとおり、「Yoggy」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (31) 次の写真に示すとおり、「Perfect It」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (32) 次の写真に示すとおり、「naturalist3」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (33) 次の写真に示すとおり、「PURE&JUNK」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (34) 次の写真に示すとおり、「Poker」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (35) 次の写真に示すとおり、「ときめき」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (36) 次の写真に示すとおり、「EROLOGUE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (37) 次の写真に示すとおり、「Blow Jober」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (38) 次の写真に示すとおり、「Strong」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (39) 次の写真に示すとおり、「こいざくら」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (40) 次の写真に示すとおり、「淫れ花弁」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (41) 次の写真に示すとおり、「CYBER HEAVEN」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (42) 次の写真に示すとおり、「Night Walker」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (43) 次の写真に示すとおり、「愛、蜜の如し」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (44) 次の写真に示すとおり、「萌春」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (45) 次の写真に示すとおり、「Sexrium」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (46) 次の写真に示すとおり、「Tropical Suck」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (47) 次の写真に示すとおり、「夜王」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (48) 次の写真に示すとおり、「Maxim」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (49) 次の写真に示すとおり、「Space Tripper」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (50) 次の写真に示すとおり、「Sexual DNA」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (51) 次の写真に示すとおり、「SAHARA」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (52) 次の写真に示すとおり、「Viper」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (53) 次の写真に示すとおり、「Dutch Seed」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (54) 次の写真に示すとおり、「アナル肉便器」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (55) 次の写真に示すとおり、「erotic right」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (56) 次の写真に示すとおり、「erotic left」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (57) 次の写真に示すとおり、「前立腺XP」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (58) 次の写真に示すとおり、「肉地蔵じゅぼじゅぼ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

- (59) 次の写真に示すとおり、「とろける絶頂」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (60) 次の写真に示すとおり、「魔媚」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (61) 次の写真に示すとおり、「AQUA VITAE SEASON2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (62) 次の写真に示すとおり、「TERRA MERITA SEASON2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (63) 次の写真に示すとおり、「ARS MAGNA SEASON2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (64) 次の写真に示すとおり、「SPA Liquid」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (65) 次の写真に示すとおり、「SAKATA ROYAL SPED stage2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (66) 次の写真に示すとおり、「SEX DeVi1」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (67) 次の写真に示すとおり、「SAKATA Special2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (68) 次の写真に示すとおり、「ばけもの」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (69) 次の写真に示すとおり、「草汁Black」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (70) 次の写真に示すとおり、「Icicles」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (71) 次の写真に示すとおり、「坂田XXX stage2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (72) 次の写真に示すとおり、「草汁」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (73) 次の写真に示すとおり、「E・V・B Next」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

## 3 施行期日

平成29年5月23日

## 和歌山県告示第680号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 道路の種類 一般国道

## 2 路線名 480号

| 区間  | 新旧の別 | 敷地の幅員<br>メートル | 延長<br>メートル | 備考 |
|---|------|---------------|------------|----|
| 紀の川市平野字前平224番1地先<br>から同市平野字前平215番地先<br>まで | 旧    | 5.31<br>11.54 | 70.03      |    |

|    |   |               |       |  |
|----|---|---------------|-------|--|
| 同上 | 新 | 8.72<br>16.68 | 70.03 |  |
|----|---|---------------|-------|--|

**和歌山県告示第681号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 紀の川市平野字前平224番1地先から同市平野字前平215番地先まで

供用開始の期日 平成29年5月23日

**和歌山県告示第682号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定番号 | 指 定 位 置                 | 申 請 者<br>住 所<br>氏 名  | 指定年月日         | 道 路         |             |
|------|-------------------------|----------------------|---------------|-------------|-------------|
|      |                         |                      |               | 幅 員<br>メートル | 延 長<br>メートル |
| 3377 | 紀の川市西大井字天水侍57<br>2番1の一部 | 紀の川市粉河940番地1<br>森田敏夫 | 平成<br>29.5.11 | 6.00        | 31.01       |

**和歌山県告示第683号**

県が管理する港湾施設を港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成29年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

**港湾施設の概要**

| 港湾の名称 | 港湾施設の名称        | 位 置             | 種 類      | 数量及び能力                   |
|-------|----------------|-----------------|----------|--------------------------|
| 日高港   | 西川小型船舶係留<br>施設 | 御坊市名屋町三丁目<br>地先 | 小型船舶係留施設 | 延長73.05メートル<br>水深2.0メートル |

**供用開始年月日**

平成29年6月1日

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県国土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び日高振興局建設部管理保全課に備え付ける。

**正 誤****正 誤**

平成28年3月31日付け和歌山県報号外 (8) 和歌山県人事委員会規則第13号中

| ページ | 行目    | 誤   | 正             |
|-----|-------|-----|---------------|
| 3   | 上から13 | 加える | 加え、同条を第35条とする |

**正 誤**

平成28年3月31日付け和歌山県報号外(11) 和歌山県人事委員会告示第5号中

| ページ | 誤                | 正                |
|-----|------------------|------------------|
| 14  | 不服申立書記載事項<br>変更届 | 審査請求書記載事項<br>変更届 |

**正 誤**

平成29年3月28日付け和歌山県報第2847号目次中

| ページ | 誤     | 正     |
|-----|-------|-------|
| 1   | 訓練規程等 | 訓練課程等 |

**正 誤**

平成29年3月31日付け和歌山県報号外(5) 目次中

| ページ | 誤                               | 正                               |
|-----|---------------------------------|---------------------------------|
| 1   | 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則を一部を改正する規則 | 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 |